

岡山県青少年総合相談センター総合相談窓口相談員（短時間勤務会計年度任用職員）
採用試験受験案内

令和7年11月10日

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
直通電話 086-226-0557

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課では、岡山県青少年総合相談センター総合相談窓口相談員（地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

記

1 勤務場所、任用期間、業務内容、応募資格等

(1) 勤務場所

岡山県青少年総合相談センター
（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内 岡山市北区南方2-13-1）

(2) 採用予定人数

若干名

(3) 任用期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

※任用期間満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

(4) 業務内容

- ・ 青少年総合相談センター総合相談窓口での電話相談対応
- ・ その他知事が必要と認める業務

(5) 応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 など

イ 小学校、中学校、高等学校等の教員の経験又は公共団体やNPO法人等での青少年・児童福祉に関する業務経験を有する者

ウ Word、Excelなどパソコン操作が可能な者（簡単な資料作成ができる程度）

2 勤務条件、報酬等

(1) 勤務日及び勤務時間

勤務日は、1週（日曜日～土曜日）のうち4日以内（月18日以内）を基本とし、状況に応じて週20時間（4週間を平均して週20時間）を超えない範囲内において、割り振りを行います（1人当たり週平均2～3日の勤務となります）。勤務時間の割振りは、次のとおりとします。

A勤務 8時30分～13時00分

B勤務 12時50分～17時20分

C勤務 17時10分～21時40分

(2) 週休日

勤務が割り振られていない日とします。

(3) 年次休暇（有給）

週の勤務日数（週以外の期間により勤務日数が定められている場合は年の勤務日数）、任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間（勤務実態が継続している場合は通算）に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める日数が任用時に付与されます。

(4) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・ 有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住居滅失等、災害等による出勤困難・通勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、私傷病、妊産婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前産後、配偶者の出産、育児参加）
- ・ 無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

(5) 報酬等

基本報酬：月額6,350円以内で学歴・職歴を考慮して決定（令和7年11月現在）

通勤に要する費用：一般職員に準じて計算し勤務日数に応じて月額で支給

※上記のほか、一般職員に準じて地域手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬が支給される場合があります。

(6) 社会保険等

雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険は適用されません。

公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険あるいは公務災害補償に準じた補償が適用されます。

(7) その他

勤務条件の詳細については、規則によることとします。

地方公務員法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

3 受験申込みの受付

(1) 受付期間 令和7年11月10日（月）から令和7年11月21日（金）まで

郵送の場合は、11月21日（金）17時必着。

封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書きしてください。なお、郵送事故が発生した場合の責任は負いません（簡易書留扱いが望ましい）。

(2) 受付時間 8時30分から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付場所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

(4) 提出書類 履歴書（別紙様式）、学歴・職歴確認書（別紙様式）、1-（5）-イに示している応募資格にかかる資格を証明するものの写し（試験当日持参でも可）

(5) 注意事項 他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

4 採用試験

- (1) 試験日時 令和7年12月1日(月)から令和7年12月2日(火)の9時から17時までの間
(順番に面接を行うため、試験時間は受験者によって異なります。
応募を受け付けた後、各受験者に個別に集合場所及び試験時間等を連絡します。)
- (2) 試験会場 〒703-8293 岡山市中区小橋町一丁目1番25号 岡山県小橋町庁舎
- (3) 試験内容 面接(業務遂行能力、人柄等に関する口述試験)
- (4) 必要な物 筆記用具を持参してください。
- (5) 合否決定 得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は不合格とします。
- (6) 合格発表 合格、不合格にかかわらず、郵送で通知します。
- (7) その他 試験の結果については、個人情報の保護に関する法律により、保有個人情報の本人提供の申出をすることができます。提供することができる個人情報は、受験者の本人の得点及び順位で、合格発表の日からおおむね1か月、受験申込先において受け付けますので、本人確認書類(免許証等)を持参してください。